

社会福祉法人越前市社会福祉協議会評議員費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、次のとおり費用を弁償する。

日 当 3,200 円

交通費 3,000 円（往復）

2 前項の費用弁償は、その都度通貨により支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(その他)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。